

令和5年

第1回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和5年1月16日  
午後1時30分

場所 仁木町役場 「委員会室」



令和5年第1回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和5年1月16日(月) 午後1時30分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	令和4年度仁木町学校給食第2学期末監査に関する件
日程第 5	議案第1号	令和5年度全国学力・学習状況調査に関する件
日程第 6	議案第2号	仁木町青少年問題協議会委員の推薦に関する件
日程第 7	議案第3号	第9期仁木町社会教育中期計画の答申に関する件
日程第 8	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件



日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告



教育長事務報告 令和4年12月9日（金）～令和5年1月16日（月）

1 学校経営指導訪問（指導監による講演会）

令和4年12月9日（金） 銀山小学校

＝概 要＝

- 演 題 「小中一貫教育の推進に向けて」
- 講 師 後志教育局義務教育指導監 遠藤直俊氏
- 参加者 銀山小学校教職員9人、銀山中学校教職員13人、加藤CS委員長、菅施設長、岩井教育長

2 第29回仁木混声合唱団定期演奏会

令和4年12月10日（土） 町民センター多目的文化ホール

＝概 要＝

- オープニング 仁木町賛歌
- 第1ステージ（混声合唱）混声合唱のための唱歌メロディー
- 第2ステージ（仁木フルーツの森合唱団） 2曲
- 第3ステージ 中止 ※コロナのためフルーツ合唱団の参加なし
- 第4ステージ（混声合唱） 3曲

3 民間提案制度に関する協議

令和4年12月12日（月） 応接室

＝概 要＝

- 仁木町民スキー場とふれあい遊トピア公園の管理運営について

4 全員協議会

令和4年12月13日（火） 議会委員会室

＝概 要＝

- 議件 民間提案制度に関する件

5 定例校長会

令和4年12月14日（水） 役場会議室2

＝概 要＝

- 教育長挨拶（示達事項含む）3件

- ・新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・小中一貫教育の推進について
  - ・児童生徒の挨拶の励行について
  - ・教職員の服務規律の保持について
  - 教育委員会示達事項
    - ・ALTの勤務体制について
    - ・学校給食費補助金について
  - 会務報告、連絡事項
  - 協議事項
    - ・冬期休業中の服務について など
  - 各学校の近況・交流、今後の主な日程
- 次回開催日 令和4年1月24日(火) 9:30～会議室2

6 仁木町子ども体験塾

令和4年12月18日(土) 町民センター多目的文化ホール  
 =概要=

- 内容 世界チャンピオンに空手を習おう
- 講師 にき果実とやすらぎの里大使 岩本衣美里さん
- 参加者 児童15人

7 令和4年第4回仁木町議会定例会

令和4年12月20日(火) 議会議場  
 =概要=

- 報告 1件・令和3年度各会計決算特別委員会審査報告～すべて認定
  - 承認 2件・補正予算2件(専決予算2件) 承認
  - 議案 12件・補正予算4件(一般会計ほか3件) 可決
    - ・ 条例改正7件(報酬及び費用弁償条例) 可決
    - ・ 選任1件(固定資産評価審査委員) 選任
  - 同意 1件・人権擁護委員 同意
  - 意見書2件・女性差別撤廃条約選択議定書の批准 可決
    - ・ インボイス制度導入の延期(中止) 可決
  - 一般質問(4人～4件)
- 野崎議員 ・ カーボンニュートラルの実現に向けた取組は



- 嶋田議員 ・ 農業を支える人材を確保するためには  
磨 議員 ・ 鳥獣被害への対策強化は  
上村議員 ・ インボイス制度の中止・延期の要望は

8 教育相談

令和4年12月27日(火) 町民センター控室

=概要=

- 対象者 仁木中学校2年女子生徒及び保護者
- 対応者 岩井教育長、下口支援員、浜野ほけん課参事
- 内容 学習支援について

9 仁木町民スキー場等の更新事業及び管理運営に係る検討プロジェクトチーム会議

令和4年12月29日(木) 役場応接室

=概要=

- 令和5年度以降の管理運営に係る提案について
- 今後のスケジュール確認

10 令和4年町民センター舞台納め式

令和4年12月30日(金) 町民センター多目的文化ホール

=概要=

- 舞台納め式
- 出席者 佐藤町長、林副町長、岩井教育長、菊地次長、生涯学習係

11 仁木町民スキー場オープン

令和5年1月1日(日) 仁木町民スキー場

=概要=

- オープン立ち合い～岩井教育長
- 開設期間 令和5年1月1日(日)～令和5年3月5日(日)

12 令和5年舞台始め式(菊地次長代理出席)

令和5年1月6日(金) 町民センター多目的文化ホール

=概要=

- 舞台始め式
  - 出席者 佐藤町長、林副町長、菊地次長、生涯学習係
- 13 令和5年仁木町はたちの集い（加藤職務代理者代理出席）  
令和5年1月8日（日） 町民センター多目的文化ホール  
＝概要＝
- 開式のことば、国歌斉聴、新二十歳紹介（13人）、式辞（関井委員）、新二十歳代表宣誓（関井周平さん）、祝辞（佐藤町長）、来賓紹介（佐藤町長、横関議長）祝文・祝電披露、記念品披露、アトラクション（若鮎太鼓郷土芸能保存会、仁木フルーツ合唱団）、お礼のことば（友行ひまりさん）、閉式のことば ※終了後、記念撮影
- 14 ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の更新事業及び管理運営業務の民間提案制度に係るプレゼンテーション  
令和5年1月12日（木） 仁木町民センター多目的文化ホール  
＝概要＝
- ふれあい優トピア公園及び仁木町民スキー場の管理運営に係る民間提案
  - 提案者 株式会社 コンサドーレ（2名）
  - 審査委員 林副町長ほか8名（課長、次長、参事）
  - オブザーバー プロジェクトチームメンバー（岩井教育長ほか4名）
- 15 令和5年度教職員人事協議（校長職）  
令和5年1月12日（木） 教育長室  
＝概要＝
- 後志教育局 川端局長との校長職人事についての協議
  - 対象 銀山小学校、銀山中学校
- 16 銀山地区義務教育学校基本構想に係る住民説明会  
令和5年1月12日（木） 銀山生活改善センター  
＝概要＝
- 銀山義務教育学校設置位置の説明（銀山中学校を増改築）
  - 質疑応答
  - 参加者 9名

日程第 4

報告第 1 号

令和 4 年度仁木町学校給食第 2 学期末監査に関する件について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和 5 年 1 月 1 6 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

# 監査報告書

(令和4年度第2学期末)

日 時 令和4年12月26日(月) 午前10時00分～午前10時30分

場 所 仁木町学校給食共同調理場 事務室

立会者 係長 赤石哲明

監査内容 ○ 各関係書類全般監査内容  
○ 各関係証拠書類

所 見 ○ 各関係書類は適正に整理されている。  
○ 収支全体を通じて適正であることを確認する。  
○ 食品の購入、在庫状況は極めて良好適切である。

令和4年12月26日

監 事 打矢和美



監 事 渋谷順一



# 令和4年度仁木町学校給食 第2学期末食品在庫棚卸高


金額 56,238 円

---


(消費税込み)

別紙のとおり相違ないことを確認します。

令和 4年 12月 26日

監事 打矢和美 

---

監事 渋谷順一 

---

令和4年度  
仁木町学校給食第2学期末監査

日 時 令和4年12月26日(月)

午前10時00分

場 所 仁木町学校給食共同調理場事務室

仁木町学校給食共同調理場

# 令和4年度 仁木町学校給食会計第2学期末監査

令和4年12月26日 現在

## 令和4年度仁木町学校給食会計収支一覧表

### 【収入の部】

4月分	1,207,940 円	繰越金92,204円を含む
5月分	3,207,196 円	
6月分	2,673,915 円	
7月分	2,198,107 円	
8月分	2,104,793 円	
9月分	2,649,698 円	
10月分	2,134,142 円	
11月分	1,259,927 円	
12月分	57,165 円	
1月分	円	
2月分	円	
3月分	円	

17,492,883 円

### 【支出の部】

4月分	1,907,052 円	町外業者	1,481,068 円	町内業者	425,984 円
5月分	2,457,938 円	町外業者	1,968,988 円	町内業者	488,950 円
6月分	2,825,643 円	町外業者	2,190,524 円	町内業者	635,119 円
7月分	1,983,707 円	町外業者	1,561,579 円	町内業者	422,128 円
8月分	1,048,153 円	町外業者	800,948 円	町内業者	247,205 円
9月分	2,538,288 円	町外業者	1,972,973 円	町内業者	565,315 円
10月分	2,466,587 円	町外業者	1,912,636 円	町内業者	553,951 円
11月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
12月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
1月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
2月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
3月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円

15,227,368 円 町外業者 11,888,716 円 町内業者 3,338,652 円

### 【通帳残高】

収入 17,492,883 円 - 支出 15,227,368 円  
 = 2,265,515 円(通帳残高)

令和4年度仁木町学校給食会計収支一覽内訳表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	合計
仁木小学校		1,142,888	572,000	569,784	566,500	567,636	555,500	88,000					4,062,308	4,062,308
銀山小学校	243,376	243,376	245,644	231,444	229,600	231,896	234,192	188,272					1,847,800	1,847,800
赤井川小	197,456	197,456	197,456	197,456	192,864	192,864	192,864	202,048					1,570,464	1,570,464
都小学校	91,840	91,840	91,840	91,840	91,840	91,840	91,840	91,840					734,720	734,720
仁木中学校		936,032	468,107	466,795	466,795	468,435	467,779	111,451					3,365,394	3,365,394
銀山中学校	243,938	244,266	244,266	244,266	238,635	249,897	249,569	234,644					1,949,481	1,949,481
赤井川中学校	286,362	286,362	281,059	286,362	281,059	281,059	282,642	275,756					2,260,661	2,260,661
準要保護(仁木)			507,651			507,651							1,015,302	1,015,302
(その他) ※赤井川分は各校に含む													0	0
ALT (仁木)				43,332	5,680				44,820				93,832	142,864
(赤井川)	4,656	5,924	6,448	4,984	9,096	6,164	5,552	6,208					49,032	142,864
調理場職員	41,748	55,948	58,220	42,884	22,720	51,404	47,712	47,144					367,780	367,780
学校給食(小学)		1,136	568			852	2,272	284					5,112	7,736
※各校を通さず(中学)			656										656	7,736
郡入込の													1,968	1,968
(町村議会教育委員会)		1,968											1,968	1,968
繰越金	92,204												92,204	92,204
過年度収入													0	0
雑入	6,360			18,980			4,220	14,280	12,345				56,165	56,169
預金利息					4								4	4
補助金													0	0
A.収入額合計	1,207,940	3,207,196	2,673,915	2,198,107	2,104,793	2,649,998	2,134,142	1,259,927	57,165	0	0	0	17,492,883	17,492,883
B.収入額累計	1,207,940	4,415,136	7,089,051	9,287,158	11,391,951	14,041,649	16,175,791	17,435,718	17,492,883	17,492,883	17,492,883	17,492,883	17,492,883	17,492,883
(食料費 町外業者)	1,481,068	1,968,988	2,190,524	1,561,579	800,948	1,972,973	1,912,636						11,888,716	11,888,716
(食料費 町内業者)	425,984	488,950	635,119	422,128	247,205	565,315	553,951						3,398,652	3,398,652
C.支出額合計	1,907,052	2,457,938	2,825,643	1,988,707	1,048,193	2,538,988	2,466,587	0	0	0	0	0	15,227,368	15,227,368
D.支出額累計	1,907,052	4,364,990	7,190,633	9,174,340	10,222,493	12,760,781	15,227,368	15,227,368	15,227,368	15,227,368	15,227,368	15,227,368	15,227,368	15,227,368



# 令和4年度仁木町学校給食会計物資購入一覽表(町外)

区分	業者名	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計	
主食	札幌 学校給食会(米飯)	283,025	353,499	389,467	297,642	175,130	336,739	330,920						2,166,422	
		96,434	95,051	125,904	96,843	63,930	125,012	121,077						724,251	
		0	0	0	0	0	0	0	0					0	
	小樽 平野商店(パン)	0	51,093	0	0	0	0	0	0					51,093	
		0	0	0	0	0	0	0	0					0	
		54,637	40,776	48,952	21,165	0	59,877	60,747	0					286,154	
		0	0	0	0	0	0	0	0					0	
		0	7,387	9,828	8,424	5,616	8,424	9,828	0					49,907	
		434,096	547,806	574,151	424,074	244,676	590,052	522,572	0	0	0	0	0	3,277,427	
		15,444	15,479	20,850	11,616	7,242	22,138	18,735	0					111,504	
副食	札幌 学校給食会	190,868	231,572	247,798	212,373	65,533	238,039	213,751						1,399,934	
		26,940	65,178	56,826	44,139	4,844	24,764	52,461						274,952	
		37,427	448	66,209	72,661	30,277	59,043	137,856						403,921	
		281,653	530,603	521,734	407,782	223,482	541,820	453,429						2,960,503	
		23,069	0	0	0	0	37,480	0						60,549	
		0	0	0	22,572	0	0	15,390						37,962	
		101,061	84,931	81,918	41,639	30,478	32,638	74,304						446,969	
		189,831	143,316	244,296	137,570	91,584	299,484	237,708						1,343,789	
		180,679	349,655	376,742	187,153	103,032	187,515	186,430						1,571,206	
		1,031,528	1,405,703	1,595,523	1,125,889	549,030	1,420,783	1,371,329	0	0	0	0	0	8,499,785	
計	町外主食合計	449,540	563,285	595,001	435,690	251,918	552,190	541,307	0	0	0	0	0	3,388,931	
	町外副食合計	1,031,528	1,405,703	1,595,523	1,125,889	549,030	1,420,783	1,371,329	0	0	0	0	0	8,499,785	
	町外合計	1,481,068	1,968,988	2,190,524	1,561,579	800,948	1,972,973	1,912,636	0	0	0	0	0	11,888,716	
	町外累計	1,481,068	3,450,056	5,640,580	7,202,159	8,003,107	9,976,080	11,888,716	11,888,716	11,888,716	11,888,716	11,888,716	11,888,716	0	
	雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公課費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	支出額合計	1,481,068	1,968,988	2,190,524	1,561,579	800,948	1,972,973	1,912,636	0	0	0	0	0	0	11,888,716
	支出額累計	1,481,068	3,450,056	5,640,580	7,202,159	8,003,107	9,976,080	11,888,716	11,888,716	11,888,716	11,888,716	11,888,716	11,888,716	11,888,716	

令和4年度仁木町学校給食会計物資購入一覽表(町内)

区分	業者名	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計
主食	浜野商店	0	0	0	29,376	0	0	0	0	0	0	0	0	29,376
	主食費小計	0	0	0	29,376	0	0	0	0	0	0	0	0	0
副食	倉島乳業	338,196	397,451	451,691	323,494	182,632	400,283	404,901	404,901	0	0	0	0	2,498,648
	牛乳小計	338,196	397,451	451,691	323,494	182,632	400,283	404,901	404,901	0	0	0	0	2,498,648
	浜野商店	87,788	91,499	183,428	69,258	51,613	136,404	109,720	149,050	0	0	0	0	729,710
	新おたる農協	0	0	0	0	12,960	10,800	0	0	0	0	0	0	23,760
計	町内主食合計	0	0	0	29,376	0	0	0	0	0	0	0	0	29,376
	町内副食合計	425,984	488,950	635,119	392,752	247,205	565,315	553,961	553,961	0	0	0	0	3,309,276
	町内合計	425,984	488,950	635,119	422,128	247,205	565,315	553,961	553,961	0	0	0	0	3,338,652
	町内累計	425,984	914,934	1,550,053	1,972,181	2,219,386	2,784,701	3,338,652	3,338,652	3,338,652	3,338,652	3,338,652	3,338,652	3,338,652

令和4年度仁木町学校給食会計物資購入一覽表(全体)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
主食	町外主食合計	449,540	563,285	595,001	435,690	251,918	552,190	541,307	0	0	0	0	3,388,931
	町内主食小計	0	0	0	29,376	0	0	0	0	0	0	0	29,376
	主食合計	449,540	563,285	595,001	465,066	251,918	552,190	541,307	0	0	0	0	3,418,307
	主食累計	449,540	1,012,825	1,607,826	2,072,892	2,324,810	2,877,000	3,418,307	3,418,307	3,418,307	3,418,307	3,418,307	3,418,307
副食	町外副食合計	1,031,528	1,405,703	1,595,523	1,125,889	549,030	1,420,783	1,371,329	0	0	0	0	8,499,785
	町内副食小計	425,984	488,950	635,119	392,752	247,205	565,315	553,961	0	0	0	0	3,309,276
	副食合計	1,457,512	1,894,653	2,230,642	1,518,641	796,235	1,986,098	1,925,280	0	0	0	0	11,809,061
	副食累計	1,457,512	3,352,165	5,582,807	7,101,448	7,897,683	9,883,781	11,809,061	11,809,061	11,809,061	11,809,061	11,809,061	11,809,061
計	合計	1,907,052	2,457,938	2,825,643	1,993,707	1,048,153	2,538,288	2,466,587	0	0	0	0	15,227,368
	累計	1,907,052	4,364,990	7,190,633	9,174,340	10,222,493	12,760,781	15,227,368	15,227,368	15,227,368	15,227,368	15,227,368	15,227,368

# 仁木町学校給食 現金出納簿

期間 令和4年8月3日 ~ 令和4年12月25日

仁木町学校給食共同調理場

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
7	12	準要保護児童・生徒分			
		(第1四半期分)学区内	0	507,651	1,134,600
7	21	令和4年6月分			
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	359,936	1,494,536
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	456,500	1,951,036
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	115,500	2,066,536
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	108,171	2,174,707
		銀山小学校 計	0	245,644	2,420,351
		銀山中学校 計	0	244,922	2,665,273
		調理場職員 計	0	58,220	2,723,493
7	21	仁木小学校視察(6/21 1人分) 計	0	284	2,723,777
		銀山小学校視察(6/24 1人分) 計	0	284	2,724,061
7	26	調理場職員(7月分) 計	0	42,884	2,766,945
		運営協力金 計	0	18,960	2,785,905
		仁木町ALT(4~7月分) 計	0	43,332	2,829,237
7	27	町内業者 令和4年6月分			
		浜野商店	183,428	0	
		倉島乳業	451,691	0	
		計	635,119	0	2,194,118
		町外業者 令和4年6月分			
		北海道学校給食会	763,169	0	
		北海道給食資材	56,826	0	
		福原宝豆腐店	81,918	0	
		中禰精肉店	244,296	0	
		成木商店	376,742	0	
		阿部製麺	48,952	0	
		コーワ食品	66,209	0	
		トワニ小樽営業所	531,562	0	
		平野商店	20,850	0	
		計	2,190,524	0	3,594
8	3	転出児童返金(仁木小学校)	2,216	0	1,378
8	10	令和4年7月分			
		赤井川小学校	0	197,456	
		都小学校	0	91,840	
		赤井川中学校	0	286,362	
		ALTほか	0	4,984	
		計	0	580,642	582,020

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
8	22	令和4年7月分			
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	456,500	1,038,520
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	358,624	1,397,144
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	115,500	1,512,644
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	108,171	1,620,815
		銀山小学校 計	0	231,444	1,852,259
		銀山中学校 計	0	244,266	2,096,525
8	23	町内業者 令和4年7月分			
		浜野商店	98,634	0	
		倉島乳業	323,494	0	
		計	422,128	0	1,674,397
		町外業者 令和4年7月分			
		北海道学校給食会	606,858	0	
		北海道給食資材	44,139	0	
		ニコー食品	22,572	0	
		福原宝豆腐店	41,639	0	
		中禰精肉店	137,570	0	
		成木商店	187,153	0	
		阿部製麺	21,165	0	
		コーワ食品	72,661	0	
		トワニ小樽営業所	416,206	0	
		平野商店	11,616	0	
		計	1,561,579	0	112,818
9	6	令和4年8月分 調理場 計	0	22,720	135,538
9	9	令和4年8月分			
		赤井川小学校	0	192,864	
		都小学校	0	91,840	
		赤井川中学校	0	281,059	
		ALTほか	0	9,096	
		計	0	574,859	710,397
9	12	利息(信金) 計	0	4	710,401
9	22	仁木小学校 教育実習生分 計	0	5,680	716,081

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
9	27	令和4年8月分			
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	451,000	1,167,081
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	358,624	1,525,705
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	115,500	1,641,205
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	108,171	1,749,376
		銀山小学校 計	0	229,600	1,978,976
		銀山中学校 計	0	238,635	2,217,611
9	28	町内業者 令和4年8月分			
		浜野商店	51,613	0	
		倉島乳業	182,632	0	
		JA新おたる	12,960	0	
		計	247,205	0	1,970,406
		町外業者 令和4年8月分			
		北海道学校給食会	304,593	0	
		北海道給食資材	4,644	0	
		福原宝豆腐店	30,478	0	
		中禰精肉店	91,584	0	
		成木商店	103,032	0	
		コーワ食品	30,277	0	
		トワニ小樽営業所	229,098	0	
		平野商店	7,242	0	
		計	800,948	0	1,169,458
10	7	令和4年9月分			
		赤井川小学校	0	192,864	
		都小学校	0	91,840	
		赤井川中学校	0	281,059	
		ALTほか	0	7,016	
		計	0	572,779	1,742,237
10	21	令和4年9月分 調理場 計	0	51,404	1,793,641
10	21	運営協力金 計	0	4,220	1,797,861
10	25	令和4年9月分			
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	451,000	2,248,861
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	360,264	2,609,125
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	115,500	2,724,625

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
10	25	仁木中学校(JA入金分) 計	0	108,171	2,832,796
		銀山小学校 計	0	231,896	3,064,692
		銀山中学校 計	0	249,897	3,314,589
10	26	準要保護児童・生徒分			
		(第2四半期分)学区内	0	507,651	3,822,240
10	26	町外業者 令和4年9月分			
		北海道学校給食会	699,790	0	
		北海道給食資材	24,764	0	
		福原宝豆腐店	32,638	0	
		中禰精肉店	299,484	0	
		成木商店	187,515	0	
		ヤクルト	37,480	0	
		阿部製麺	59,877	0	
		コーワ食品	59,043	0	
		トワニ小樽営業所	550,244	0	
		平野商店	22,138	0	
		計	1,972,973	0	1,849,267
		町内業者 令和4年9月分			
		浜野商店	136,404	0	
		倉島乳業	400,283	0	
		JA新おたる	10,800	0	
		土井商店	17,828	0	
		計	565,315	0	1,283,952
11	9	令和4年10月分			
		赤井川小学校	0	192,864	
		都小学校	0	91,840	
		赤井川中学校	0	282,642	
		ALTほか	0	7,824	
		計	0	575,170	1,859,122
11	25	令和4年10月分 調理場 計	0	47,712	1,906,834
11	25	仁木小学校視察(11/21 1人分) 計	0	284	1,907,118
11	25	運営協力金 計	0	14,280	1,921,398
11	29	令和4年10月分			
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	359,608	2,281,006

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
11	29	仁木小学校(信金入金分) 計	0	445,500	2,726,506
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	110,000	2,836,506
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	108,171	2,944,677
		銀山小学校 計	0	234,192	3,178,869
		銀山中学校 計	0	249,569	3,428,438
11	30	町外業者 令和4年10月分			
		北海道学校給食会	665,748	0	
		北海道給食資材	52,461	0	
		ニコー食品	15,390	0	
		福原宝豆腐店	74,304	0	
		中禰精肉店	237,708	0	
		成木商店	186,430	0	
		阿部製麺	60,747	0	
		コーワ食品	137,856	0	
		トワニ小樽営業所	463,257	0	
		平野商店	18,735	0	
		計	1,912,636	0	1,515,802
		町内業者 令和4年10月分			
		浜野商店	109,720	0	
		倉島乳業	404,901	0	
		仁木ファーム	39,330	0	
		計	553,951	0	961,851
12	9	令和4年11月分			
		赤井川小学校	0	202,048	
		都小学校	0	91,840	
		赤井川中学校	0	275,756	
		ALTほか	0	6,208	
		計	0	575,852	1,537,703
12	20	令和4年10月分 調理場 計	0	47,144	1,584,847
12	20	運営協力金 計	0	10,745	1,595,592
12	23	令和4年11月分			
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	77,000	1,672,592
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	105,088	1,777,680
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	11,000	1,788,680





年 月 日	備 考	金額	金額
04.06.24	繰越		¥2,508,084
04.06.27	町内業者 5月	*488,950	¥2,019,134
04.06.27	町外業者 5月	*1,968,988	¥50,146
04.07.08	振込 功働765 6月	*576,803	¥626,949
04.07.12	振込 二軒ヨカ作功列沖 津手保護4-胡	*507,651	¥1,134,600
04.07.21	6月 仁木中 (信金)	*359,936	¥1,494,536
04.07.21	6月 仁木小 (信金)	*456,500	¥1,951,036
04.07.21	6月 仁木小 (JA)	*115,500	¥2,066,536
04.07.21	6月 仁木中 (JA)	*108,171	¥2,174,707
04.07.21	6月 銀山小	*245,644	¥2,420,351
04.07.21	6月 銀山中	*244,922	¥2,665,273
04.07.21	6月 調理場	*58,220	¥2,723,493

04.07.21	仁木小視察	*284	¥2,723,777
04.07.21	銀山小視察	*284	¥2,724,061
04.07.26	7月 調理場	*42,884	¥2,766,945
04.07.26	運営協力金	*18,960	¥2,785,905
04.07.26	仁木ALT	*43,332	¥2,829,237
04.07.27	町内業者 6月	*635,119	¥2,194,118
04.07.27	町外業者 6月	*2,190,524	¥3,594
04.08.03	転出児童返金	*2,216	¥1,378
04.08.10	振込 功働765 7月	*580,642	¥582,020
04.08.22	7月 仁木小 (信金)	*456,500	¥1,038,520
04.08.22	7月 仁木中 (信金)	*358,624	¥1,397,144
04.08.22	7月 仁木小 (JA)	*115,500	¥1,512,644

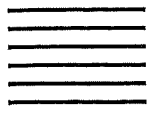
年月日	品名	数量	単価	金額
04.08.22	7月仁木中 (JA)		*108,171	¥1,620,815
04.08.22	7月銀山中		*231,444	¥1,852,259
04.08.22	7月銀山中		*244,266	¥2,096,525
04.08.23	町内業者7月	*422,128		¥1,674,397
04.08.23	町外業者7月	*1,561,579		¥112,818
04.09.06	8月調理場		*22,720	¥135,538
04.09.09	振込 功働 7月 8月		*574,859	¥710,397
04.09.12	利息 (3.14付 9.11付)		*4	¥710,401
04.09.22	仁木小実習生		*5,680	¥716,081
04.09.27	8月仁木小 (信金)		*451,000	¥1,167,081
04.09.27	8月仁木中 (信金)		*358,624	¥1,525,705
04.09.27	8月仁木小 (JA)		*115,500	¥1,641,205

13	04.09.27	8月仁木中 (JA)	*108,171	¥1,749,376
14	04.09.27	8月銀山中	*229,600	¥1,978,976
15	04.09.27	8月銀山中	*238,635	¥2,217,611
16	04.09.28	町内業者8月	*247,205	¥1,970,406
17	04.09.28	町外業者8月	*800,948	¥1,169,458
18	04.10.07	振込 功働 7月 9月	*572,779	¥1,742,237
19	04.10.21	9月調理場	*51,404	¥1,793,641
20	04.10.21	運営協力金	*4,220	¥1,797,861
21	04.10.25	9月仁木小 (信金)	*451,000	¥2,248,861
22	04.10.25	9月仁木中 (信金)	*360,264	¥2,609,125
23	04.10.25	9月仁木小 (JA)	*115,500	¥2,724,625
24	04.10.25	9月仁木中 (JA)	*108,171	¥2,832,796

※各品目の単価は、各品目の単価に、消費税を加算した金額を標準単価として算出しております。  
 ※各品目の単価は、各品目の単価に、消費税を加算した金額、税別単価として算出しております。

期号	品名	数量	単価	金額	累計金額
1	04.10.25	9月銀山中		*231,896	¥3,064,692
2	04.10.25	9月銀山中		*249,897	¥3,314,589
3	04.10.26	振込 二軒ヨカケ物リ計 津要森邊		*507,651	¥3,822,240
4	04.10.26	町外業者 9月	*1,972,973		¥1,849,267
5	04.10.26	町内業者 9月	*565,315		¥1,283,952
6	04.11.09	振込 功働 765		*575,170	¥1,859,122
7	04.11.25	10月調理場		*47,712	¥1,906,834
8	04.11.25	仁木小視察		*284	¥1,907,118
9	04.11.25	運営協力金		*14,280	¥1,921,398
10	04.11.29	10月仁木中 (信金)		*359,608	¥2,281,006
11	04.11.29	10月仁木小 (信金)		*445,500	¥2,726,506
12	04.11.29	10月仁木小 (JA)		*110,000	¥2,836,506
13	04.11.29	10月仁木中 (JA)		*108,171	¥2,944,677
14	04.11.29	10月銀山中		*234,192	¥3,178,869
15	04.11.29	10月銀山中		*249,569	¥3,428,438
16	04.11.30	町外業者 10月	*1,912,636		¥1,515,802
17	04.11.30	町内業者 10月	*553,951		¥961,851
18	04.12.09	振込 功働 765		*575,852	¥1,537,703
19	04.12.20	11月調理場		*47,144	¥1,584,847
20	04.12.20	運営協力金		*10,745	¥1,595,592
21	04.12.23	11月仁木小 (信金)		*77,000	¥1,672,592
22	04.12.23	11月仁木中 (信金)		*105,088	¥1,777,680
23	04.12.23	11月仁木小 (JA)		*11,000	¥1,788,680
24	04.12.23	11月仁木中 (JA)		*6,363	¥1,795,043

金額は税込価格です。消費税は別記で記載されています。金額はすべて円単位です。金額はすべて整数で記載されています。金額はすべて整数で記載されています。



年月日	品名	数量	単価	金額
04.12.23	11月銀山小		*188,272	¥1,983,315
04.12.23	11月銀山中		*234,644	¥2,217,959
04.12.23	仁木ALT		*44,820	¥2,262,779
04.12.23	運営協力金		*1,600	¥2,264,379
04.12.23	仁木小児童分		*1,136	¥2,265,515

6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

令和4年度 第2学期末棚卸表

品名	数量	単価(円)	金額(円)	適用
白すりごま	0.975 kg	670	653	
乾燥わかめ	1 袋	2,100	2,100	
片栗粉	1 kg	285	285	
三温糖	3 kg	257	771	
白みそ	7 kg	220	1,540	
減塩白みそ	9 kg	320	2,880	
赤みそ	3 kg	220	660	
食塩	1 袋	460	460	
こしょう	1.56 袋	415	647	
しょうゆ	10 本	530	5,300	
和風だし	1 kg	1,630	1,630	
中華スープストック	1 kg	1,720	1,720	
スープストック	3 kg	1,100	3,300	
コンソメ	1 kg	380	380	
白だし	2 本	930	1,860	
中濃ソース	4 本	335	1,340	
トマトケチャップ	4 kg	235	940	
バーモントフレーク	1 kg	790	790	
ホワイトソースベース	7 kg	770	5,390	
ベシヤメルソース	1 kg	1,710	1,710	
食酢	3 本	210	630	
白ワイン	1 本	515	515	
オールスパイス	1 袋	650	650	
ごま油	2 本	1,550	3,100	
米サラダ油	3 本	860	2,580	
小麦粉	0.5 kg	190	95	
マカロニ(エクセル)	0.75 kg	1,350	1,013	
キムチ味	1 kg	840	840	
豆板醤	0.755 kg	700	529	
バター	2 個	655	1,310	
和風ごまドレッシング	1 本	700	700	
青じそドレッシング	1 本	600	600	
焼きそばソース	1 kg	1,185	1,185	
天ぷら粉	0.595 kg	290	173	
青のり	0.06 kg	330	20	
干し椎茸	0.415 kg	3,800	1,577	
脱脂粉乳	2 kg	830	1,660	
みりん	1 本	530	530	消費税10%
合計			52,062	

56,238 (消費税込み)

\* みりんの消費税 10%

日 程 第 5

議 案 第 1 号

令和5年度全国学力・学習状況調査に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第3条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和5年1月16日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

(写)

4 文科教第 1 2 0 4 号

令和 4 年 1 2 月 7 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事  
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項 殿  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人の長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官

柳 孝

令和 5 年度全国学力・学習状況調査の実施について (通知)

文部科学省において、令和 5 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

実施要領においては、令和 4 年度の調査に関する実施要領から、以下の点について規定するなどの変更をしております。

- ・教科に関する調査について、国語、算数・数学に加えて中学校調査において英語を実施すること
- ・中学校英語「話すこと」調査及び一部の学校における児童生徒質問紙調査について、端末を活用したオンライン方式により実施すること

調査結果を十分に活用し、調査の目的を達成するため、

- ・各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと
- ・各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること

が重要です。



各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

# 令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和4年12月7日  
文部科学省

## 1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## 2. 調査の名称

令和5年度全国学力・学習状況調査

## 3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

### ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

### イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

(3) 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、中学校の教科に関する調査の英語のうち「聞くこと」及び「話すこと」に関する調査の対象としないこととすることができる。

## 4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

### ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」及び「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

#### イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問紙調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問紙調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

#### (2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

### 5. 調査実施日等

#### (1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和5年4月18日火曜日（以下「調査日」という。）とする。

##### ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

##### イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び英語それぞれ50分とする。なお、英語の調査時間は「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分（準備や移動に要する時間を合わせて15分）程度とする。

(イ) 国語、数学及び英語（うち「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」）については調査日に実施する。英語「話すこと」については、調査日には文部科学省が指定する一部の中学校（500校程度。以下「当日実施校」という。）で実施する。その他の中学校（以下「期間内実施校」という。）については、令和5年4月19日水曜日から同年5月26日金曜日までの間で、各学校の希望する日にちを踏まえて調整を行い、学校ごとに文部科学省が指定する日に適切に分散して実施する。

(ウ) 生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

#### (2) 学校質問紙調査

令和5年4月に実施する。

- (3) 調査実施に関するスケジュール  
別紙2のとおりとする。

## 6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

## 7. 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する調査の実施にかかる特例的な措置

英語「話すこと」に関する調査は、ICT端末を活用し、文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）を用いたオンラインの音声録音方式で実施するものであり、各学校のICT環境が様々であることから、令和5年度については、特例的な措置として、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 英語に関する調査の結果については、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」の合計を集計する。また、「話すこと」に関する調査の結果については、当日実施校の結果から推定される全国値のみを公表することとし、都道府県別、指定都市別の公表は行わない。
- (2) 期間内実施校の英語「話すこと」に関する調査の結果については、参考値として当該学校とその設置管理者、所管する都道府県教育委員会に提供することとし、公表は行わない。
- (3) やむを得ず、ICT端末を活用した調査の実施が困難な学校については、設置管理者の判断により学校単位で英語「話すこと」に関する調査を実施しないこととすることができる。その場合においても、「話すこと」に関する調査及び調査結果を活用した教育指導等の改善が行えるよう、期間内実施校の調査実施後速やかに、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

## 8. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

### (1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学及び英語（「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」に関する問題の合計とする。）のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等。なお、英語「話すこと」に関する調査の結果については、7.（2）に記載のとおり別途取り扱うこととする。

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

### (2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

- (エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、  
「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

### (3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。なお、英語「話すこと」に関する調査の結果のうち期間内実施校の結果が含まれるものについては参考値として提供する。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

#### (ア) 都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

#### (イ) 市町村教育委員会

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

#### (ウ) 学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

### (4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

- ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
- ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

#### (5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は

当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、（エ）に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（イ）市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（ウ）学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

（エ）調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ （ア）①又は（イ）②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は（ア）②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育



活動の一側面であることなどを明示すること。

- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

## 9. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

## 10. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。

イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

(ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

(イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者指名し、適切に実施体制を整備すること。

(ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

(エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密について

は、その保持を徹底すること。

(オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

(キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

## (2) 個人情報の保護

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。

ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報保護法（平成15年法律第57号）や個人情報保護法に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

## (3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日水曜日以降4月28日金曜日まで（英語「話すこと」に関する調査については5月26日金曜日まで）に実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

## (4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

### (ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

### (イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

② 外国語：1.3単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学又は英語の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問紙調査におけるICT端末を活用したオンラインによる回答

児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、児童生徒の活用するICT端末等を用いたオンラインによる回答方式で実施する。当該学校において、教科に関する調査を調査日に実施し、本方式で4月10日月曜日以降5月16日火曜日までに実施された児童生徒質問紙調査は、全体の集計に含めるものとする。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。ただし、中学校英語「話すこと」については、期間内実施校の調査期間の最終日である5月26日金曜日までは調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表しない。

(9) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和5年2月下旬から3月上旬頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

## 調査の実施に関する時間割モデル

## 1. 調査実施日

令和5年4月18日(火)。ただし、英語「話すこと」に関する調査の期間内実施校については、4月19日(水)から5月26日(金)までの間で文部科学省が指定した日に実施する。

## 2. 時間割モデル

## ◆小学校

1時限目	2時限目	
国語 (45分)	算数 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

※児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

## ◆中学校

＜英語「話すこと」に関する調査の当日実施校の場合＞

調査日	1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目
	国語 (50分)	数学 (50分)	英語 「聞くこと」・ 「読むこと」・ 「書くこと」 (45分)	生徒質問紙 (20～45分程度)	英語 「話すこと」

＜英語「話すこと」に関する調査の期間内実施校の場合＞

調査日	1時限目	2時限目	3時限目	4時限目
	国語 (50分)	数学 (50分)	英語 「聞くこと」・ 「読むこと」・ 「書くこと」 (45分)	生徒質問紙 (20～45分程度)

※生徒質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

文科省指定日	
	英語 「話すこと」

## ＜補足＞

※英語「話すこと」に関する調査の所要時間は、5分（準備や移動に要する時間を合わせて15分）程度である。なお、当日実施校においては、調査対象の生徒数によって、ネットワーク環境を考慮して5、6時間目に生徒を分けて実施することもできる。

※紙面で実施する調査の後日実施は、4月19日(水)から4月28日(金)まで可能である。

※児童生徒質問紙調査については、一部の学校で、児童生徒が活用するICT端末等を用いて実施する（実施期間は4月10日(月)～5月16日(火)）。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問項目（2問程度）も回答することとする。

調査の実施に関するスケジュール (予定)

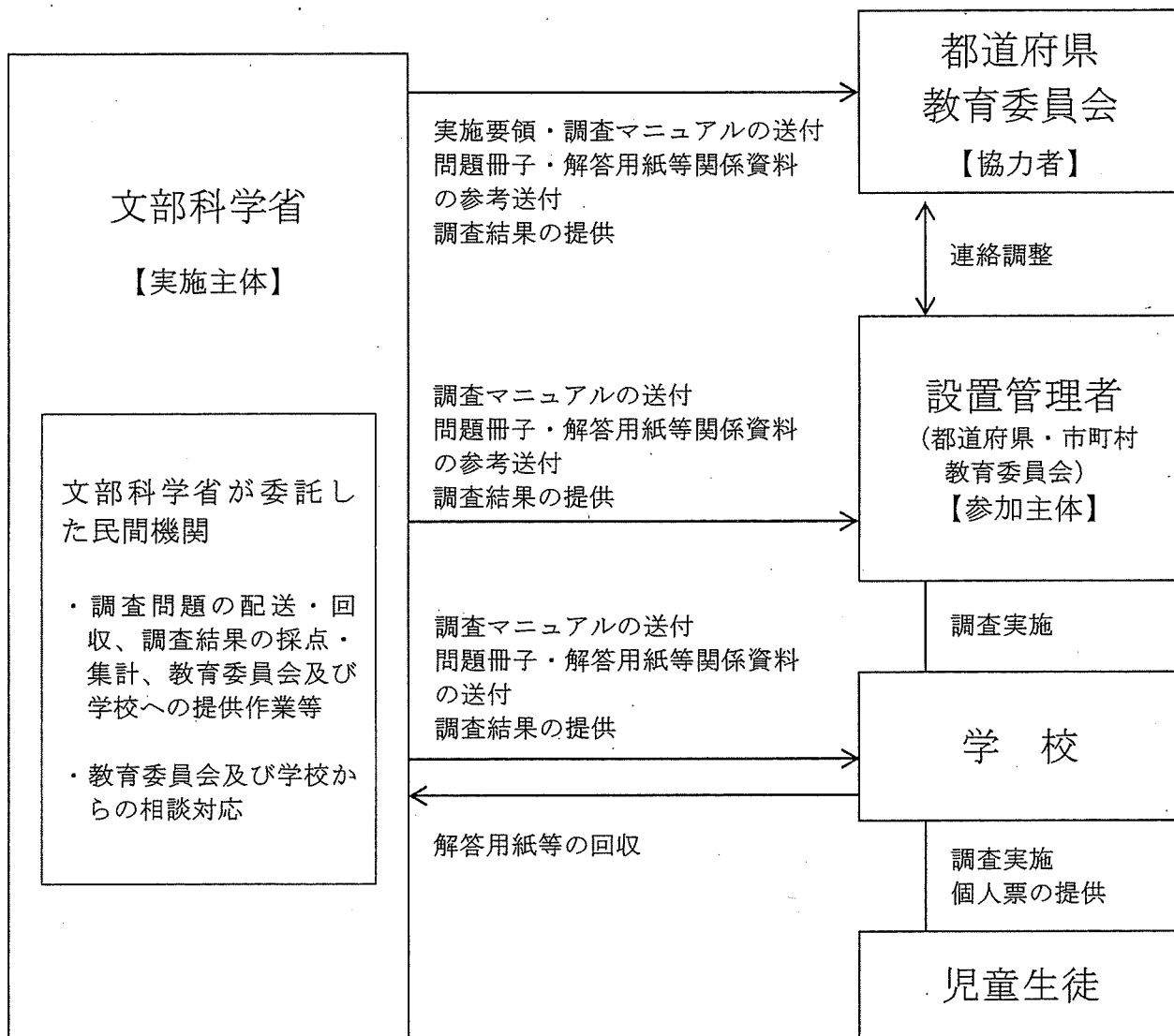
	文部科学省等 (※1)	都道府県等 (※2)	設置管理者	学校
R4年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領・周知	実施要領の受領・周知	実施要領の受領・周知
	調査参加の意向 照会・実施要領 の遵守確認	調査参加の意向 ・実施要領の遵 守を回答	調査参加の意向 ・実施要領の遵 守を回答	
R5年 2月 下旬 ～3月 月上旬	調査マニュアル の作成・配布	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知
4月	調査に関する 資材等の配送			調査に関する資 材等の受領・保 管
調査の実施 (令和5年4月18日 (火)) (英語「話すこと」に関する調査は4月18日 (火)～5月26日 (金)の間で実施)				
	調査に関する 資材等の回収			調査に関する 資材等の回収
	調査結果の提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領
	調査報告書の 作成・提供	調査報告書の 受領	調査報告書の 受領	調査報告書の 受領

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

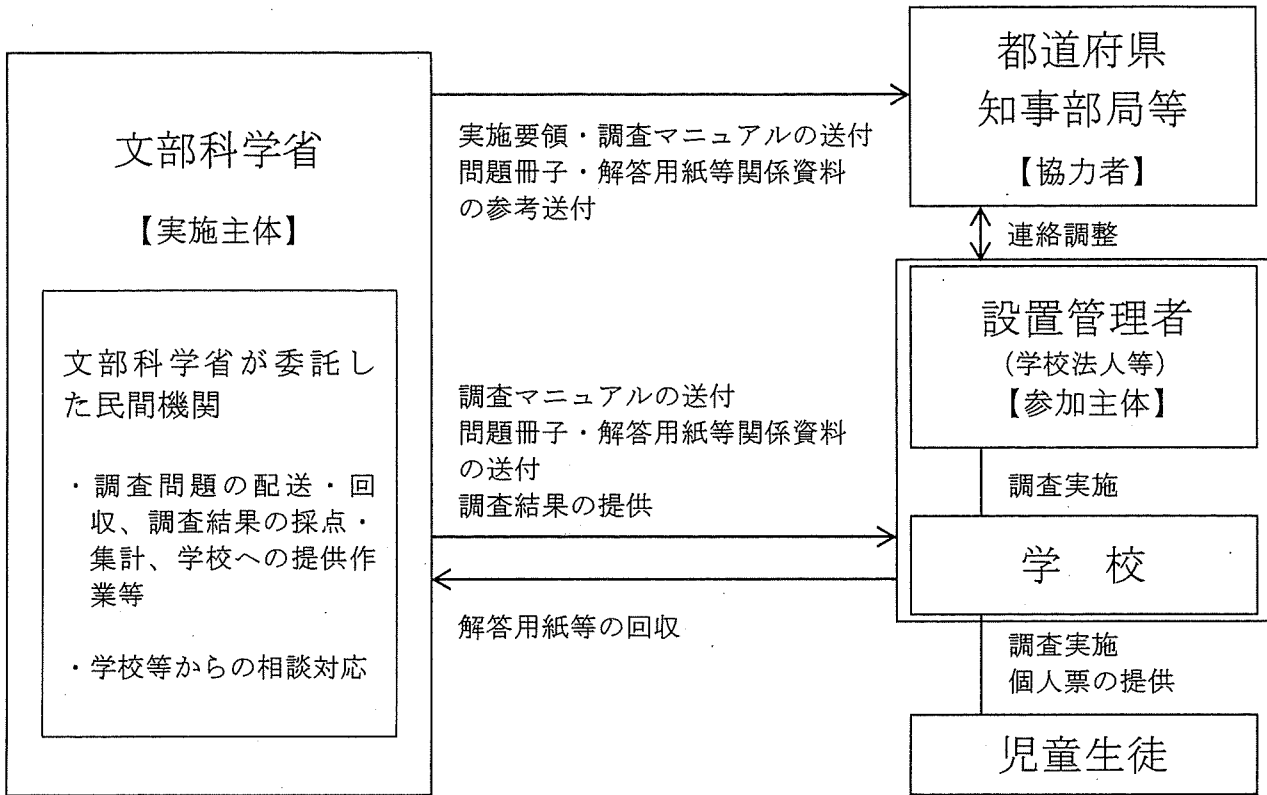
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



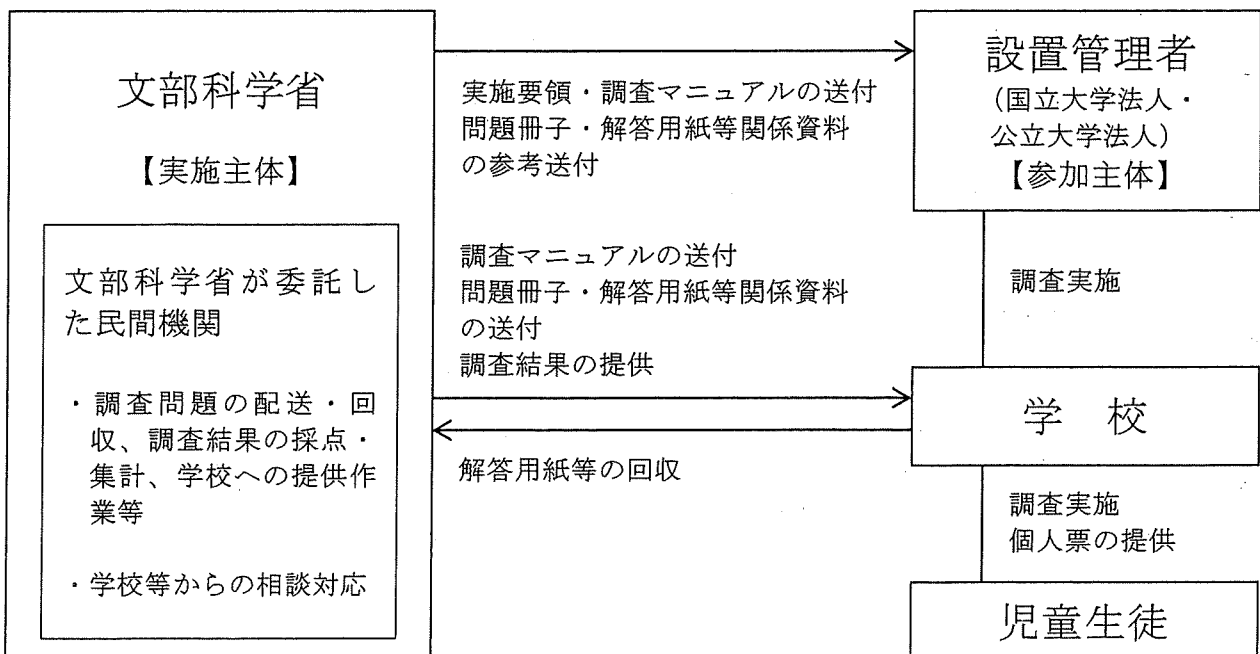
### 調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



### 調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



## 文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分※3					
		8.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学 校全体の状況 又は国・公・私 立学校別の状 況)	8.(2)ア(イ) 都道府県ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	8.(2)ア(ウ) 都道府県 (指定都市 を除く。)ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	8.(2)ア(エ) 指定都市ご と (指定都市教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)	8.(2)ア(オ) 地域の規模 等に応じた まとまりごと (市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)※1	
調査結果の内容	8.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数、平均正 答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○	
	8.(1)ア(イ) ・右の欄のそ れぞれを単 位とした平均 正答数等の 分布等が分 かるグラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定 都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
8.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-		
8.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○		
8.(1)イ(イ) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況と教科 に関する調査の正答率等との相 関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

※3 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する調査の結果については、当日実施校の結果から推定される全国値のみを公表する。



日程第 6

議案第 2 号

仁木町青少年問題協議会委員の推薦に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 5 年 1 月 1 6 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

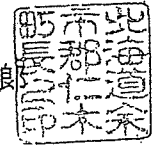
仁 総 号

令和4年12月26日

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男 様

仁木町長 佐 藤 聖 一 郎



仁木町青少年問題協議会委員の推薦について（ご依頼）

師走の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から青少年の健全育成につきまして、格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴職からご推薦いただきました仁木町青少年問題協議会委員 関 みゆき 委員が、令和4年9月30日をもって仁木町教育委員会委員の任期満了を満了しております。

つきましては、引き続き貴職から同協議会委員を推薦していただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、別紙承諾書を同封いたしますので、被推薦者による記名の上、1月20日（金）までに総務課総務係へ提出くださいますよう併せてお願いいたします。

記

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1 推薦依頼人数 | 1名                     |
| 2 任 期    | 自 令和4年10月 1日           |
|          | 至 令和5年12月31日（前任者の残任期間） |

（総務課総務係）

# 承 諾 書

仁木町青少年問題協議会委員に任命されることを承諾いたします。

令和 年 月 日

仁 木 町 長 佐 藤 聖 一 郎 様

住 所

氏 名

日程第 7

議案第 3 号

第 9 期仁木町社会教育中期計画の答申に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第 2 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 5 年 1 月 1 6 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

令和4年12月27日

仁木町教育委員会教育長 岩井秋男様

仁木町社会教育委員長 加藤美佐子



第9期仁木町社会教育中期計画の策定について（答申）

令和4年4月18日付け仁教委号で諮問のありました「第9期仁木町社会教育中期計画」の策定について次のとおり答申いたします。

#### 記

「第9期仁木町社会教育中期計画」の策定については、仁木町民憲章の精神を踏まえながら、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に係る目標や方針を定めた「仁木町教育大綱（令和3年度～令和7年度）」、本町のまちづくり計画である「第6期仁木町総合計画（令和3年度～令和12年度）」との整合性を十分に考慮し、仁木町教育目標との関連についても協議を行いました。

さらに、社会状況の変化等への対応も考慮の上、本町における社会教育のあるべき姿について、慎重に審議を重ねた結果をまとめたものです。

本答申の趣旨を活かされ、「地域に根ざし自ら活動する力を培う21世紀の仁木町」を目指す、本町の社会教育が一層発展することを期待します。

日程第 8

協議案第 1 号

当面する教育諸問題に関する件について

令和5年1月16日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

1 当面する教育諸問題

2 当面する行事日程について

★ 令和5年第2回仁木町教育委員会定例会

2月 日 ( ) : ~ 委員会室

※令和4年・・・2月21日(月) 9:45~11:39

※令和3年・・・2月16日(火) 13:27~16:16

○ 総務経済常任委員会所管事務調査

1月20日(金) 9:00~ 委員会室・現地

○ 定例校長会

1月24日(火) 9:30~ 会議室2

○ 政策調整会議

2月1日(水) 13:00~ 応接室

○ 職員採用試験

2月5日(日) 9:30~ 応接室

3 その他

